

令和7年度第1回  
名寄市国民健康保険運営協議会

開催日 令和8年3月19日(木)  
開催時間 自 午後6時30分  
至 午後7時7分  
開催場所 名寄市役所名寄庁舎  
4階大会議室

以上、会議の顛末について署名確認する。

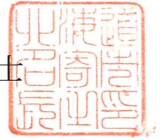
会議録署名委員 深井 康邦

会議録署名委員 得能 あけみ

名市医第44号  
令和8年3月19日

名寄市国民健康保険運営協議会  
会長 栗原 智博 様

名寄市長 加藤 剛士



名寄市国民健康保険税の賦課限度額及び軽減判定所得の改正  
並びに子ども・子育て支援納付金分の課税について（諮問）

このことについて、貴協議会に次の事項を諮問いたします。

#### 記

#### 1 諮問事項

名寄市国民健康保険税賦課限度額の引き上げについて  
名寄市国民健康保険税軽減判定所得の引き上げについて  
子ども・子育て支援納付金分の課税について

#### 2 諮問内容

昨年12月26日に「令和8年度税制改正の大綱」が閣議決定され、令和8年度における国民健康保険税の基礎賦課分の課税限度額及び軽減判定所得が改正されることとなりました。

本市においても、税負担の公平性を確保するとともに、中低所得層の保険税負担の軽減を図る観点から、国の改正内容に準じて同様の改正を行うこととしてよろしいか諮問いたします。

また、令和6年6月12日に子ども・子育て支援法等が改正され、令和8年度から医療保険の保険料とあわせて拠出する「子ども・子育て支援金制度」が創設されることに伴い、新たに子ども・子育て支援納付金分の課税区分が設けられることとなりました。

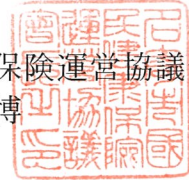
新設される子ども・子育て支援納付金分の税率設定にあたっては、北海道から全道統一の標準保険税率を基本とするよう示されておりますが、被保険者の負担に配慮するとともに、今後の安定的な国民健康保険運営が確保できるよう適正な税率について諮問いたします。

#### 3 改正時期 令和8年4月1日から適用する

令和8年3月24日

名寄市長 加藤 剛士 様

名寄市国民健康保険運営協議会  
会長 栗原 智博



令和8年度国民健康保険税の賦課限度額及び軽減判定所得の改正  
並びに子ども・子育て支援納付金分の課税について（答申）

令和8年3月19日付け名市医第44号により諮問を受けました、標記の件について慎重に審議を行った結果、下記のとおり結論を得ましたので答申します。

### 記

#### 1 答申事項

名寄市国民健康保険税賦課限度額の引き上げについて  
名寄市国民健康保険税軽減判定所得の引き上げについて  
子ども・子育て支援納付金分の課税について

#### 2 答申内容

令和8年度税制改正の大綱および子ども・子育て支援金制度創設の趣旨を踏まえ、中低所得層の負担緩和、被保険者負担の適正化、並びに制度の安定運営の観点から、国の制度改正と同様に、これらの改正を行うことが妥当であると認めた。

#### 【改正点】

名寄市国民健康保険税賦課限度額の引き上げについて

- ・基礎賦課分（医療分） 66万円→67万円
- ・子ども・子育て支援金分 3万円（新設）

名寄市国民健康保険税軽減判定所得の引き上げについて

- ・5割軽減  $43万円 + 30.5万円 \rightarrow 31万円 \times$  国保加入者数  
+  $10万円 \times$ （給与所得者等の数 - 1）以下
- ・2割軽減  $43万円 + 56万円 \rightarrow 57万円 \times$  国保加入者数  
+  $10万円 \times$ （給与所得者等の数 - 1）以下

子ども・子育て支援納付金分保険税率

- ・所得割 0.29%
- ・均等割 1,000円
- ・18歳以上均等割 100円
- ・平等割 1,000円